



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
TOKYO | NEW YORK | LONDON | FRANKFURT
www.aplawjapan.com

2022年4月14日

No.AFFL_008

生鮮食品の原産地表示に関する法制度について

執筆者：弁護士 [中村 京子](#)

1. はじめに～あさりの産地表示偽装問題

令和4年2月1日、農林水産省は、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」を公表した¹。この調査は、あさりの産地表示に関する疑義情報を踏まえ、農林水産省が令和3年10月から12月末までの間、全国の広域小売店において「熊本県産」と表示し販売していたあさりの数量を調査したものである。その結果、「漁獲量を大幅に上回る量の熊本県産あさりが販売されていることが推測され、また、科学的分析の結果、買い上げた熊本県産あさりのほとんどが『外国産あさりが混入している可能性が高い』と判定された」と報告された。これを受け、同日、熊本県知事が臨時記者会見を開き「県産アサリ緊急出荷停止宣言」を行い、2月8日以降2ヶ月程度県産活きあさりの出荷が停止されることとなった²。その後の農林水産省の追加調査によれば、初回の実態調査を実施した同一の広域小売店舗において、実態調査時点では79.2%を占めていた「熊本県産あさり」は販売されておらず、実態調査時点では販売されていなかった「中国産あさり」の販売割合が74.7%に及んだ³。つまり、中国産にもかかわらず、熊本県産と原産地が偽装されたあさりが全国で多数流通していたことが強く推測される結果となった。

これらの調査結果を踏まえ3月18日、消費者庁及び農林水産省は、「アサリの産地表示適正化のための対策について」を公表した。食品表示基準Q&Aを改正し、いわゆる「長いところルール」の適用の厳格化を行うというものである。

消費者に向け販売される全ての食品には、食品表示法をはじめとする法規制により表示ルールの遵守が求められる。表示ルールに違反すれば、罰則の適用や上記あさりの件のように商品の出荷停止など、事業者にとって重大な影響が生じうる。そこで本稿では、上記の「長いところルール」を

¹ 農林水産省ウェブサイト「令和4年2月1日付広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220201-1.pdf>

² 熊本県ウェブサイト「令和4年2月1日知事臨時記者会見（アサリ産地偽装対策について）」<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/124684.html>

³ 農林水産省ウェブサイト「令和4年3月18日付広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果」https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220318_6-2.pdf

含め、食品の中でも特に生鮮食品に関する原産地表示に関する法規制を概観し、法令上のリスク及びその対応について解説する。

2. 原産地表示に関連する法制度

1. 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

(1) 原産地表示に関する規制

食品の表示については、食品表示法により包括的かつ一元的な制度が整備されている。具体的な表示のルールは食品表示基準に定められており（食品表示法第4条）、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者には、食品表示基準の遵守が義務付けられている（食品表示法第5条）。食品表示基準は、食品を「加工食品」「生鮮食品」「添加物」に区分し、それぞれ原産地（原産国）名又は原料原産地名を表示することを定めている⁴。

(2) 生鮮食品の原産地表示

ア 主な生鮮食品の原産地表示ルールの概要は以下のとおりである。

農産物（米、穀類、豆類、野菜、果実、きのこ等）：

国産品には都道府県名を、輸入品には原産国名を表示する。国産品は市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品は一般に知られている地名をもってこれに代えることができる。

畜産物（食肉、乳、卵等）：

国産品には国産である旨を、輸入品には原産国名を表示する。ただし、国産品は主たる飼養地（2か所以上をわたって飼養されている場合、最も長い期間飼養されていた場所）が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができる（なお、輸入品の原産地表示は国名に限定されている。）。

水産物（魚類、貝類、甲殻類、いか・たこ類、海藻類等）：

国産品には水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品には原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合には、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。また、国産品には水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品には原産国名に水域名を併記することができる。

複数原産地で同一種類の農産物・畜産物・水産物を混合している場合は、全体重量に占める割合の高いものから順に表示する。また、原産地が異なる数種類の詰め合わせは、それぞれの農林水産物の名称に原産地を併記する。

⁴ 消費者庁より、事業者向けに食品表示基準に基づく表示について解説したパンフレット「早わかり食品表示ガイド（令和4年1月版・事業者向け）」が公表されている。表示の具体例も交えて分かりやすく説明されているので参考になる。https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/business/#02

イ 「国産品」「輸入品」とは？～いわゆる「長いところルール」

畜産物の場合⁵：

畜産物の「国産品」とは、国内における飼養期間が外国における飼養期間（2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間）よりも長い家畜を国内で屠畜して生産されたものを指し、「輸入品」とは「国産品」以外のものを指すとされている。したがって、日本での飼養期間が他の国と比べて最長でない場合は「輸入品」となり、飼養期間が最長である国名を原産国名として表示することとなる。

【国産品の例】 * () の数字は畜産物の飼養月数を表す。以下同じ。

X国 (12)	国内 (18)
X国 (10)	Y国 (8) 国内 (12)

【輸入品 (X国産) の例】

X国 (18)	国内 (12)
X国 (14)	Y国 (6) 国内 (10)

消費者庁「早わかり食品表示ガイド（令和4年1月版・事業者向け）」47頁より引用

なお、輸入品に該当する場合も、原産地が外国産である旨明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示を行ってれば、国内の飼養地を任意で表示することは差し支えないとされる。

水産物の場合⁶：

養殖した水産物についても、製品となる前に、生きたまま産地を移動し、複数の産地で育成された場合、最も育成期間の長い場所を原産地として表示することが原産地表示の基本的な考え方である。

特にアサリの原産地表示については、平成22年3月の食品表示基準Q&Aの前身である「食品表示に関するQ&A」の公表以降、「アサリの稚貝を輸入し又は国内から移植して繁殖させ、成貝を漁獲する場合に、当該アサリの最も蓄養期間が長い産地を表示することとし、その場所での蓄養期間が長いことを証明できる必要がある」と示されていた。これがアサリの原産地表示における、いわゆる「長いところルール」である。

しかしながら、執筆時点で確認された報道によれば、冒頭のアサリの産地偽装事案では、熊本県が行った聞き取り調査において「輸入アサリの（1回あたり）の蓄養期間は2週間から1ヵ月」と回答した漁協も存在しているとのことであった⁷。さらには、熊本県で蓄養すら行わず、書類を偽装して輸入品を「熊本県産」として流通させていたとの報道⁸もある。熊本県農林水産部も、輸入されたアサリが、2割から3割は県内で蓄養という形で出荷調整されたのちに出荷されること、下関で入ってきてそのまま流通に乗ってしまい県の中に入ってさえい

⁵ 消費者庁「食品表示基準Q&A」186頁～191頁参照

⁶ 消費者庁「食品表示基準Q&A」197頁

⁷ 熊本日日新聞2022年2月26日記事 <https://kumanichi.com/articles/570311>。なお、アサリの採捕までの一般的な所要年数は3年程度とのことであり、数週間で蓄養期間が最長となるものとはいえない。

⁸ 読売新聞オンライン2022年4月5日記事 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20220405-OYT1T50023/>

ないアサリがかなりあることを述べており⁹、上記「長いところルール」を曲解または無視した産地偽装アサリが多く日本国内で流通していたことが強く推測される事態となっている。

このような事態を受け、農林水産省と消費者庁は、2022年3月18日、食品表示基準 Q&A の改訂を行い、「長いところルール」の適用を厳格化すると公表した¹⁰。具体的には以下のとおりである。

- ① 出荷調整用その他の目的のため、貝類を短期間一定の場所に保存することを「蓄養」とした上で、「蓄養」がいわゆる「長いところルール」の算定に含まれないことを明確化。
- ② 輸入したアサリの実産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となる。なお、例外として輸入した稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上（※）育成（養殖）し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を産地として表示することができる。
（※）輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。
- ③ 国内の他地域から稚貝のアサリを導入する場合、輸入したアサリを放流したものと区別するため、稚貝のアサリの根拠書類を保存する。

本件については、改正 Q&A の施行1か月後を目途に、アサリの産地表示の状況に関する点検調査を行い、結果を公表するとともに、引き続き疑義事案調査を進めるとされている。

2. その他の産地表示に関する法規制

産地表示については、食品表示法のほか、以下の法制度による規制にも留意する必要がある。

(1) 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争等を確保する目的で、禁止される「不正競争」行為の類型を列挙し、当該不正競争行為に係る差止や損害賠償に関する民事的措置、刑事的措置等を定めた法律である。

不正競争行為のひとつに、商品・サービスの産地・品質等の誤認惹起行為が規定されている（不正競争防止法第2条第1項第20号）。商品やサービス、その広告、取引書類、通信に、産地を誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品を譲渡したり、サービスを提供したりするなどすることは不正競争となる。この規定における「産地」とは、商品が生産、製造又は加工され商品価値が付与された地のことをいう¹¹。「誤認させるような表示」は、当該表示の内容や取引界の実情等、諸般の事情が考慮された上で、取引者・需要者に誤認を生じさせるおそれがあるかどうかという観点から判断される¹²。

不正競争行為に対しては、競業する事業者（営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者）が民事上の当該行為の差止請求や損害賠償請求をすることができる。富山県氷見市内では商品も原料も製造されていなかったうどんに、「越中氷見名物」等のうどんを付して販売し

⁹ 熊本県「第1回熊本県産アサリブランド再生協議会（概要）」5頁

¹⁰ 農林水産省ウェブサイト「令和4年3月18日付アサリの産地表示適正化のための対策」
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/220318-3.pdf>

¹¹ 経済産業省「逐条解説不正競争防止法」（令和元年7月1日施行版）143頁
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20190701Chikujyou.pdf>

¹² 同上 146頁

たという事案¹³では、被告企業に約2億4000万円もの損害賠償が認容された例もある。

また、このような原産地や品質の誤認惹起行為には罰則規定がある。個人に対しては5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科（不正競争防止法第21条第2項第1号・第5号）、法人にも両罰規定があり3億円以下の罰金（不正競争防止法第22条第1項第3号）に処せられる可能性がある。例えば、2019年には、外国産アサリについて、納品書に「熊本県あさり」と商品の原産地を誤認させるような表示をするとともに、取引先12社に対しアサリを譲渡した不正競争防止法違反で、水産物輸入販売会社3法人の役員ら9人が検挙された¹⁴。今年2月にも、食品加工卸業者及び食品輸入業者が外国産ワカメを鳴門産と偽って水産会社に販売したとして逮捕されている¹⁵。

(2) 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号））

景品表示法は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止する目的で、特に消費者との関係で問題が大きいと考えられた不当な表示と過大な景品類の提供の禁止等について定めた法律である¹⁶。

禁止される不当な表示のうち原産地の表示に関連するものとして以下がある。

ア 優良誤認表示（景品表示法第5条第1号）：

商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示。「内容」には原産地も含まれる。ブランド産地として評価を受けている地名について、当該産地で生産されていない牛肉を、あたかも当該産地のブランド肉であるかのように表示する場合には優良誤認表示として規制される¹⁷。

イ その他内閣総理大臣が指定する不当表示（景品表示法第5条第3号）：

一般消費者に誤認を与えるおそれのある表示として、「商品の原産国に関する不当な表示」が指定されており（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）、

① 国内で生産された商品について、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められる表示

② 外国で生産された商品について、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められる表示

は不当表示とされる。ここでの「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。例えば、サザエについて、実際は外国産であったにもかかわらず「島根県産他国内産」と記載することにより、あたかも、対象商品の原産国が日本であるかのように表示した事案について措置命令を受けた事案がある¹⁸。

¹³ 名古屋高裁金沢支部判決平成19年10月24日判タ1259号328頁（氷見うどん事件）

¹⁴ 警察庁生活安全局「平成30年中における食品の産地等偽装表示事犯の検挙状況について」

¹⁵ 静岡新聞2022年2月22日オンライン記事
<https://www.at-s.com/news/article/shizuoka/1032751.html>

¹⁶ 西川康一編著「景品表示法（第6版）」3頁

¹⁷ 同上166頁

¹⁸ 消費者庁表示対策課平成28年2月「景品表示法における違反事例集」10頁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/160225premiums_1.pdf

景品表示法違反が疑われる場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施する。違反行為が認められた場合は、消費者庁は、当該行為を行っている事業者に対し、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずる「措置命令」を行う（景品表示法第7条第1項柱書前段）。また、景品表示法第5条第3号の表示に係るものを除き、当該違反表示を行った事業者に課徴金の納付を命じる（景品表示法第8条第1項柱書本文）。また、景品表示法第5条第3号の表示に係る表示以外については、消費者契約法第2条第4項に規定する適格消費者団体から当該表示の差止請求等を提起される可能性がある（景品表示法第30条参照）。

(3) 地理的表示法¹⁹（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号））

地理的表示法は、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる農林水産物・食品等の名称の表示（地理的表示）を知的財産として保護する制度である。農林水産省の審査を経て登録を受けると、登録された特性や生産の方法等に適合した真正な産品以外は原則として当該地理的表示やその類似等表示の使用は制限される（地理的表示法第3条第1項、第2項）。例えば「夕張メロン」「神戸ビーフ」「大野あさり」などが登録されている。地理的表示に類似する表示の使用も禁止されるため、例えば「夕張メロン」として登録された内容に適合していないメロンには、夕張市で生産されたメロンであっても「夕張産メロン」といった表示をすると地理的表示法違反となる²⁰。

地理的表示法違反に対しては行政が取り締まりを行い、措置命令の対象となる（地理的表示法第5条）。また、罰則の適用もあり、地理的表示の不正使用を行った個人に対しては5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科（地理的表示法第39条）、法人にも両罰規定があり3億円以下の罰金（地理的表示法第43条第1項第1号）に処せられる可能性がある。

3. 産地偽装リスクへの対応

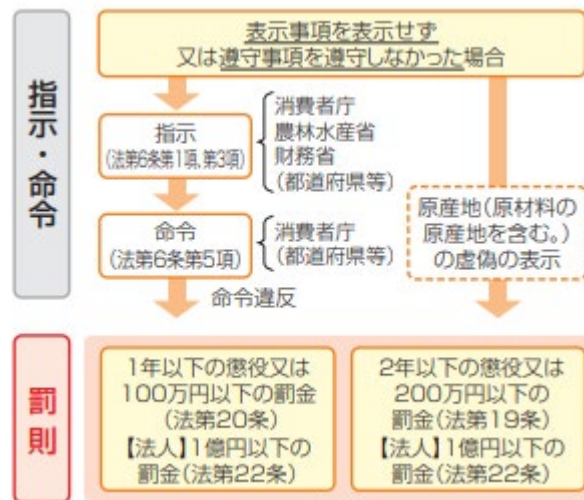
食品表示における原産地の偽装は、上記のとおり各種法規制に基づき行政、民事、刑事上の措置を受けるといった直接的な影響のほか、食品の原産地は一般消費者にとって関心の高い事項であることから、公表や報道等がなされ、これによって製造、加工、流通、小売等各業者のイメージダウンにつながり、経営に深刻な影響が生じることが懸念される。

生鮮食品を取り扱う各事業者における原産地偽装へのリスク対応としては、まず取り扱う食品や原材料の原産地に関する証明書を確認することが重要であるが、今回の熊本県産アサリや鳴門ワカメの産地偽装のケースで言われているように、生産地からの出荷後や輸入後の流通において産地の証明書等が偽造されていることもある。したがって、定期的な生産業者等への監査や自主的なトレーサビリティ体制の構築を行うといった取り組みも重要となる。また、事業者において内部通報制度を整備し、仮に従業員や取引先等から原産地に関する疑義情報等の通報がなされた場合には、迅速かつ適切に対応することも重要である。

¹⁹ 地理的表示法の詳細については、当事務所農業プラクティスチームニューズレター2019年12月 No.AFFL_004及び2020年4月 No.AFFL_005も参照されたい。

²⁰ 農林水産省「地理的表示保護制度登録等申請マニュアル（平成31年1月31日付け食産第4245号食料産業局長通知）」112頁Q&A Q43参照
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-165.pdf

また、自社製品に関して原産地偽装が発覚した場合、通常はそれぞれの法制度を所管する監督官庁から立ち入り検査や行政指導が入る場合が多く、事実関係について整理の上、監督官庁へ適切に対応することが必要となる。



消費者庁「早わかり食品表示ガイド（令和4年1月版・事業者向け）」2頁より引用

他方、模倣されやすいブランド製品の生産者や生産事業者においては、上記の地理的表示保護制度や地域団体商標制度によって産地ブランドを知的財産として保護することも検討に値する。また、各都道府県等で独自の食品認証制度を構築し、一般消費者に認証マーク等により他産地との区別を認知してもらうという取り組みもある。

模倣品に対しては、上記各法制度の監督官庁への通報を積極的に行うなどして、厳しい態度で臨むということも模倣品の排除につながる。

4. おわりに

熊本県産アサリの産地偽装の問題は、食品表示基準上の運用を変更せざるを得ないほどの社会的影響を与えた事件となった。その詳細については調査が継続されているが、原産地表示ルールに適合しているかが食品そのものの外観からは分からないことから、ルール違反につながりやすい。しかし、一度発覚すればその事業経営に及ぼす影響は大きくコンプライアンス遵守が求められる。本稿では触れていないが、加工食品についても平成29年9月の食品表示基準の改正により新しい原料原産地表示ルールが義務付けられ、その経過措置期間が終わり、本年4月1日からは国内で製造された全ての加工食品について原料原産地表示制度に準拠している必要がある。正しく原産地表示制度を把握し、場合によっては、弁護士などの専門家に相談することが望ましい。

執筆責任者

弁護士 [中村 京子](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)
Email: kyoko.nakamura@aplaw.jp

農林水産法務プラクティスチームメンバー

コアメンバー

弁護士 [臼井 康博](#) (パートナー、東京弁護士会)
Email: yasuihiro.usui@aplaw.jp

弁護士 [宮塚 久](#) (シニアパートナー、第二東京弁護士会)
Email: hisashi.miyatsuka@aplaw.jp

弁護士 [手塚 崇史](#) (パートナー、第一東京弁護士会)
Email: takashi.tezuka@aplaw.jp

弁護士 [及川 富美子](#) (シニアパートナー、第一東京弁護士会)
Email: fumiko.oikawa@aplaw.jp

弁護士 [藤本 豪](#) (シニアパートナー、第二東京弁護士会)
Email: go.fujimoto@aplaw.jp

弁護士 [中村 京子](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)
Email: kyoko.nakamura@aplaw.jp

アドバイザー

弁護士 [井上 龍子](#) (オブ・カウンセル、第一東京弁護士会)
Email: ryuko.inoue@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 農林水産法務プラクティスチーム
Email: cpg_affl@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。